霧島市地域公共交通等 乗務員等確保支援事業 補助金申請要領

(事業継続支援補助金)

霧島市商工観光部 商工振興課 (令和6年7月)

1 地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金(事業継続支援補助金)について

地域に不可欠な地域公共交通等を確保するため、市が別途交付する「就労支援補助金」の交付対象者を雇用した市内の路線バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行業者に対して、霧島市が交付する補助金になります。

2 補助対象者

本市内に営業所を有し、本市内にて運行を行う次の表に掲げる市内の事業者で、<mark>就</mark> 労支援補助金交付対象者を雇用したもので、次の交付要件を満たすもの

路線バス事業者	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1
	号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者
	をいう。
タクシー事業者	道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客
	自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を行う
	者をいう。
自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平
	成13年法律第57号)第2条第2項に規定する自動
	車運転代行業者をいう。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (3) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。

※就労支援補助金交付対象者とは

本市内に営業所を有し、かつ、本市内にて運行を行う路線バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行業者に、令和6年4月1日以降に、期間の定めがない無期雇用契約で雇用され、フルタイムで働く職員として新規就職又は復職した者で、新規就職又は復職した日から3か月が経過した方をいいます。ただし、市内同事業者から新たに転職した方は除きます。

3 補助金の額

雇用した人数一人につき定額 2 万円

※補助金の交付は雇用した人数一人につき1回に限ります。

4 提出書類等

申請書類チェックリスト、第4号様式及び第5号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

- ■申請時提出書類
 - ア 申請書類チェックリスト
 - イ 申請書兼請求書(第4号様式)
 - ウ 誓約書兼同意書(第5号様式)
 - エ 就労支援補助金交付対象者に係る雇用契約書の写し
 - オ 就労支援補助金交付対象者を3か月雇用していたことを証する書類(出勤 簿等)の写し
 - カ 就労支援補助金交付対象者が提出した履歴書の写し
 - キ 事業の認可を証する書類の写し
 - ク 補助金の振込先口座に係る通帳の写し

■事前連絡について

就労支援補助金交付対象者を雇用し、本補助金の交付申請を行う予定の事業者については、雇用した時点で、【(別記様式)雇用事前連絡票】を提出してください。 (FAX 又はメール可)

5 申請期限・申請方法等

(1) 申請期限

令和7年2月28日(金) ※消印有効

- (2) 申請方法
 - ・原則として郵送
 - ※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力をお願いします。
 - ・申請については、一人分からでも可能です。(複数人分まとめての申請も可能)
- (3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課

[霧島市地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金]担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日

とします。

②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。

 \downarrow

③交付・確定決定通知書の送付

 \downarrow

④支給 ※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市商工振興」

現金での支給はできません。

「キリシマシショウコウシンコウ」

申請書類に不備が無い場合、受付日(市役所に届いた日)から概ね3週間程度 での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了 承ください。

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電話: 0995-64-0912

FAX: 0995-64-0958

メール: shou-seisaku@city-kirishima.jp URL: https://www.city-kirishima.jp

受付(問い合わせ)時間:土日・祝日を除く午前8時15分~午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金

検索